

○議長 小田 武人君

6 番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

6 番、妹川です。きょうは皆さんおはようございます。

通告書に書いておりますが、きょうは特別養護老人ホームの件とほかに 2 点あります。

平成 22 年度の特別養護老人ホーム 50 床についてを問うわけですけど、去年の 10 月ぐらいにですね、ソレイユがもう開園しておりますし、今さら何で 22 年度かということと言われる町民の方、また執行部の方もおられるかもわかりませんが、22 年度の問題については、まだ未解決です。異様に事実とかけ離れた、しかも不正な事務処理が行われているということについて、町民の皆様からもこれは徹底して追及してほしいと。ないしは田屋区民の方からもですね、これについてはなかったものがあるというような、いい加減なそういうことがまかり通るような町政ではだめだと。ぜひやってほしいという声も強くあります。したがって、この問題について、私が納得するまで、そして町民の皆様が納得するまで延々と続けざるを得ないと思っております。

まず、最上が提出した申請事務の住民説明会の事実関係を尋ねる。(1)「最上は住民説明会を行っていない。」平成 22 年度ですね、と地元田屋区民は主張する。しかし、同社は住民説明会を行ったとして議事録を町に提出している。芦屋町は同社が住民説明会を行っている判断していますか。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

平成 22 年度の整備に当たりまして、町は独自の協議要項を定めておりませんので、福岡県の高齢者福祉施設等整備方針に基づき、事業者から提出される書類を確認し、意見書を添えて福岡県へ協議を行っております。この事務手続で問題はないことは、福岡県にも確認しております。

結果としまして、事業者より建設地域での住民説明会議事録が協議書類の一つとして提出され、その後、福岡県においても当該協議書が受理された後、福岡県の高齢者福祉施設等整備方針に基づき事務が処理されております以上、当該説明会が開催されたものと判断せざるを得ないと考えています。

また、26 年 11 月 14 日に福岡高裁で言い渡された、文書非開示処分取消等請求控訴事件の判決において、福岡高裁の判断が示されています。福岡高裁は、「原判決が認定するとおり、関係区域の住民の説明会が予定されている以上、上記情報は住民にとって容易に推知することができる。」とし、関係区域の住民の説明会が開催されていると認定しております。なお、このことが情報開示の根拠ともなっています。

平成 28 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

長々とですね、説明されました。芦屋町は留意事項は設定しておりませんでした。これについては論議いたしません。また次回ですね、これは。それとか裁判所に出されたものが住民説明会の議事録を出したことによって、あなたたちはやぶ蛇だったんですよ。あなたたち町が流域住民の説明会をやったと。議事録があるとそういうふう言うならば、言うならばね、開示しなさいと。公になっているじゃないですか。だったら地番を出しなさいと。そのようなことなんですが、要するに今は住民説明会はあったとみなしているということでしょうけど。

じゃあ田屋区民はあってないと、住民説明会なんかあっていませんよと言っていることについてはあなたはどう思いますか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

その件に関しまして、特段答弁はございません。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

最上さんの住民説明会の議事録を信じるのか、田屋区民の約 80 名、40 世帯ぐらいありますから、約 100 名の方々の声を信じるのか。町長どうですか。確認に行ってみたらどうですか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

私も、妹川議員、このこと議会で、もう既に数多く質疑されていますが、まず田屋区の 22 年ですよね、22 年のことを言われていると思うんですが、我々行政といたしましても、この分けて考えなくてはいけないんですが。22 年度当時というのは、地域は遠賀中間地域、ここで福岡県が 50 床を公募するということで出された案件だと思っただけでございますが。その 22 年当時の公募要綱だとか、それ以後の変遷だとかそういうことは妹川議員もよく御存知のはずであるわけございまして、この当時の、例えば県の対応ですよね。県が対応するそのときに業者さんが、妹川議員は行政が何か変なことをやっているという前提の中でいつも質問をされています。結局、

平成 28 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

これは私が何度もお話したように、これは事業でございます。介護事業。事業者がみずから県に出向いて行って、どういう書類がいるんでしょうか。要綱はいつから出すんでしょうか。というふうに、事業者がみずからやらずにちゃいけない。事業者が結局、その予定地を見つけて、そしてやったと。住民説明会が必要であるかないかということはですね、県が判断するわけでございます。書類を出しました。事業者が県に書類を出しました。そして県がそれを認めました。ただそれだけの話であってですね、行政は県から、何度もこれもお話した。書類のチェックをなさいと。その書類の中身の吟味をなさいとということまでは、県は言っていないわけですよ。だから、妹川議員がそう言われるのであれば、これは的はですね、町じゃないでしょ、県でしょ。何で県に、決定権者はいつも言われるように、県なんですよ。書類をチェックして、じゃあ住民説明会が行われていないと田屋が言いよるじゃないですか、地元が言いよるじゃないですか。それを県はなぜ、受理したんですかというような話が、本筋ではないかと思っております。

私も田屋が地元でございますので、田屋の人の話をよく聞いております。非常に田屋の方ではですね、迷惑がかかっているわけでございます。この件に関しまして。ある意味じゃ二分をしたようなところもあります。今はもう落ち着いておりますが。それをまさにまた、いろいろこの件でおとなしく生活されておる方に対して、またここで何かこう、また油を注いで火をつけるような、そういうことをなぜされるのか、私はもう理解に苦しむわけでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

長くは言いませんが、そういう住民説明会の議事録が、それと区の同意、区長の同意書は二つあるんですよ。24年、25年、26年は住民説明会の議事録は必要はないけれど、22年度は両方あるんですよ。そして、それについて、私は県に問い合わせしましたよ。そうしますと、県は「そういう住民説明会議事録があつて、それがにせものであれ、何であれ、そんなことは点検いたしません。町がするんですよ。町の選考委員会、審査会でやるんですよ。それまでに、その福祉課がやらなくちゃなりませんよ。」こういう回答ですよ。まあいいです。

これでね、次にいいますが、時間がありませんので。そして、そういう形でですね、まあ要するに、今の私の質問に対して答えになっていませんね。いろいろなことを言われましたが、言い回しはいいですが。あなたは田屋区の前の方の区長、組長さんに尋ねに行きませんか。行ってないんですね。それでいいです。行ってないということ。

じゃあ2番に行きます。時間がありませんので。

2番目は、平成27年3月議会において、特養に関する調査特別委員会設置の請願書が提出さ

平成 28 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

れた。請願書が提出されたわけですね。2 回目になります。そして、1 回目の請願書も否決です。2 回目の請願書が 3 月議会に出されたんですが、このときには、芦屋町議会は昨年 9 月の 1 回目の議会で百条委員会をを求める請願書を否決しました。しかし、福岡地裁、高裁と町は全面敗訴の判決が下されており、状況は大きく変わっています。再度、議会は調査特別委員会を設置し、疑惑の徹底解明に取り組むべきですというような請願書が出されましたが、これもまた否決。賛同者は私一人でした。その中にですね、最上に関する件で、②私の文面ですので、留意事項には住民説明会の議事録が必要とある。田屋地区では住民説明会は開催されていないにもかかわらず、株主最上から住民説明会の議事録が提出されていると町は議会で答弁し、また裁判所に準備書面として提出している。その住民説明会の議事録が虚偽の文書であるという断定的になさっている中で、この資料の皆様方に配付しております資料の 2 を御覧になってください。3 ですね、3。半切れです。これが 27 年度芦屋町議会第 1 回定例会、3 月議会ですが、8 回目の文教委員会で、3 月の 18 日に開催年月日、そして議案第 40 号がありまして、その下の請願第 1 号に芦屋町議会内に調査特別委員会（百条委員会）の設置を求める請願書についてということが、民生文教委員会でありました。私も請願人として、参考人として招集されました。私がいろいろ言いたいことはですね、言えなくて、質問だけ答えてくださいということでしたので、まあ質問だけ答えましたけれども。そして、その後ですね、民生文教委員会内に吉永課長が呼ばれました。いろいろ民生文教委員の議員の皆さんがいろいろ質問する中で、たくさん問題点があります。ようこんなことがね、吉永課長が言われるなあ。民生文教委員の皆さん、しっかりしてくださいよと言いたかったけれど。その中の一つ、松上議員がその議事録は、虚偽の文書であるにもかかわらず、議事録ですね。虚偽の文書でもあるかわからずと書かれているが、なぜ疑われることになったのか。福祉課長、その次読んで下さい。

○議長 小田 武人君

妹川議員、質問の形式でやってください。一般質問ですから質問をしてください。妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

この文章どおり読んでもらえればよかったんですけど。松上議員がなぜ疑われることになったのかと。福祉課長さんは、町は裁判書に準備書面として、議事録を提出していない。26 年 5 月 9 日に当該事業者から提出された平成 22 年度高齢者福祉施設整備にかかわる建設予定地の関係区域の住民に対する説明会の内容などという書面に、事業者が行った説明会の案内、説明内容、配付書類等が記載されており、内容が具体的に記されていたものであることから、町は証拠として裁判書に提出された。しかしながら、原告 NPO 法人ニューオンブズ、原告は久野氏ですね。は、住民説明会は行われていないというばかりで、それを実証する書面等は全く提出していないので、根拠があるかどうか疑問である。なお、22 年度当時、当該事業者は最上ですね。福岡県

平成 28 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

の整備方針における添付書類の一つである議事録を町に提出しており、町から福岡県に提出している。これ、どういう意味ですか。

質問しますが、町は裁判所に準備書面として議事録を提出していない。しかし、事業者から提出された住民に対する説明会の内容という書面はと書いてありますが、この資料の 1、2 のどれです。私が配付しています、これの資料のどれを言いますか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

芦屋町として提出したものは資料の 2 でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

もう一つ。今あったでしょ、もう一つ。芦屋町は事業者から受け取って町に提出して、町から県に出したものはどれですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

資料の 1 でございます。

それと、先ほどの質問に関連しましてですね、ちょっと妹川議員、間違えておられますので訂正をさせていただきたいと思います。22 年度分の整備に当たりましては、区長さんの同意書と住民説明会議事録両方がいりますよとおっしゃられましたけども、住民説明会議事録だけで結構でございます。

それから、もう一つ、審査のことも言われておりましたけれども、私は 24 年にすぐ福祉課長に就任して、この内容の審査、協議書類の内容の審査については、応募者に関しては資金計画、建設費など多岐にわたることから、福岡県の担当者へ確認したところ、市町村は必要な資料がそろっているかなど形式的な審査を行うことということで説明を受けておりましたので、ちょっとその点が違いますので、よろしく願いいたします。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

確認ですけど、平成 22 年度は住民説明会議録と私は同意書があるというふうに言ったけど、

平成 28 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

その点ですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

そのとおりでございます。22年度につきましては、協議書類の中で建設地域での住民説明会議事録、これが必要ですよというのが福岡県の整備方針に示されている内容です。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

じゃあ区長の同意書はいらなかったということですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

必須事項としては、必要ございません。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

じゃあ住民説明会議事録は必要であったと。いいんですね。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

提出書類一覧表の中には、建設地域での住民説明会議事録、任意様式ということで記載されておりまして。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

私はそういうふうに確認、認識しておりませんが、また調べましょう。

ところで、皆さん方、資料の1を見てください。これが住民説明会議事録。同意書はいらないと。区長の同意書はいらぬ。初めて知りました。でも、住民説明会議事録は必要であるということで、右のほうは、2番のほうは、日付を見てください。平成26年5月9日です。そして、左のほうの1番は平成22年6月11日です。まあいろいろ疑問点が出ます。これは応募書類の

平成 28 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

締切日は 6 月 11 日なんですよね。6 月 11 日にこういう住民説明会を仮に開いたとしてですよ、こんなものが出てくるのかなど。田屋の人たちは、俺たちをばかにしとるんじゃないかねえかと。こんなことで住民説明会会議録かと、議事録かと。第一これを誰が受け取ったんですか。こんな小学生が書くようなものを。最上さんが印鑑もない、そしてこれに対して、ちゃんとした区長の同意もない。宛名もない。誰が受け取ったんですか、これ。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

住民説明会議事録、先ほど言いましたように任意様式ということで、その様式に印がいたりかひな形というのが示されておりましたので、これでも有効な住民説明会議事録として、結果的に町が受け取って、そして県へ進達して協議書を提出してということで、町、県とも受領したというのが一連の事務手続ではないかと思えます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

町が受け取ったその当時の課長は、どなたですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

22 年のこの協議書を受領した 6 月 11 日の当時の課長は、藤崎福祉課長でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

芦屋町の住民がですね、何か申請書を出したり、書類を出したりしたときにですね、こんないいころかげんのね、私はいいころかげんと言われて、ある議員から「あまり下品な言葉やないか。」と言われたことがあります。私はあえて言いますよ。いいころかげんじゃないですか、こんなの。こんなのを受け付けること自体がおかしい。そしてこれを県に出す。私はもうちょっと、事務処理については、しっかりやってほしいと思います。

それで、また戻りますが、3 枚目ですね。しかしながら原告は住民説明会が行われていないと言うばかりで、それを実証する書面等は全く提出していないので、根拠があるかどうか疑問であ

平成 28 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

ると。この点についてはどう言われますか。どういう言い回しで。何か子供にわかりやすく説明したつもりかもしれませんが。私は、その松上議員に対して、失礼ですよ。こんな言う形の。いかがです。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

当該委員会での答弁は、文書非開示処分取り消し等請求に関連する一連の裁判の内容や手続について説明させていただいたものでございます。裁判ではそれぞれの主張は準備書面として意見をまとめ、その意見に証拠書類を裁判所へ提出して事実を争っていきます。この件に関しては、原告から住民説明会が開催されていないとの準備書面での主張があったので、町は書面で当該事業者から住民説明会の実施に関して確認を求め、裁判所に証拠書類として提出しています。しかし、原告は準備書面の資料として、住民説明会が開催されていないことを証する書面が添付されていないことを言っているものでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

じゃあですね、原告の人はですよ、私もそうかもしれませんが、住民説明会は開かれていないという文書書類をどうやって出しますか。ないものをあると、ないものを。原告は住民説明会は行われていないと言うばかりで、それを実証する書面等は全く提出していない。出しようがないじゃないですか。どうやって出せっていうんですか。もういいです。

はい、次行きます。行きます、次。どうやって出せばいいのかなと思うんですよ。しかしね、出しているじゃないですか。田屋区民の人が。ちゃんと陳情書に出ているやないですか。証拠出しているじゃないですか。この証拠は、裁判所の結論が出て、判決が終わった後に。これはその前ですよ、この委員会は。この委員会があったのは、23年3月18日でしょ。この裁判の陳述書は前の年ですよ。前の年の26年7月17日、あなたの手元に入ったのがその後の1週間ぐらい先かもわかりません。こういう4ページの陳述書が出ているじゃないですか。これ、見ましたか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

確認しております。（発言する者あり）その資料につきましては、裁判所として提出された主

平成 28 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

旨がいわゆる住民説明会が開かれていないということで出された資料でないことも確認しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

町長も御覧になったと思いますが、ちょっと読み上げましょうね。これは、私、本人の了解で読み上げていいですよ。でもこれ、時間がありません。あなたみたいに、私に、地主さんに言って、妨害をしたの、それから久野氏に対してどこの妨害したのと言って、本人の了解なしに裁判書に出すことはしませんよ。ちゃんとその方に、この資料について簡単ですが、説明しますがよろいしですかと。この方は今、町のボランティア活動をなさり、準公務員としてですね、準地方公務員ですか。そういうことで芦屋町にとって非常に貢献されている方ですね。その方は前の組長であり、また区長であった。そして今、そういう貢献をされている方ですけど。

本日、被控訴人代理人から本件訴訟に提出された平成 26 年 5 月 9 日付のこの住民説明会のこれですね。ナンバー 2、この書類を 2 番目を見ました。そして建設予定地の関係区域の住民に対する説明会について、平成 22 年 6 月 11 日、18 時 30 分から 20 時までの間に、多分公民館だろうと、で、開催したことが書かれています。しかし、そもそも平成 22 年度高齢者福祉等の整備計画にかかわる田屋区での住民説明会に対する説明会は開催されていません。本件文書について、今、皆さん方お持ちのナンバー 2 ですね、一部黒塗りもありますが、明らかに事実と異なる内容が書かれていると思います。なぜ、平成 22 年度説明会が行われていないかと言えるか。以下お話ししますと。そして延々と具体例を書かれてあります。これ、読み上げるわけにはいきませんので。

最後にですね、まとめ。以上のとおり平成 22 年度説明会は存在していませんでした。当時の区長に会い、添付の同意書に署名、押印をただけで、どうして地域住民への説明会と周辺住民からの同意があったと言えるのでしょうか。この方にも先日お会いしましたが、「まだそんなこと言っているんですかと。芦屋町ってだめですね。何でこんなに隠蔽せないかんのか。堂々と聞きに来ればいいじゃないですか。」と。なぜ行かない。でもいろいろ言われましたから、それでいいですよ。これはまた次回に回さざるを得ませんので。

そして、議員の皆様、民生文教の皆様、やはりこういうね、吉永さんのこの言葉の言い回し、そういう言い回しに負けない、負けられないようにですね、やっぱりやっていただきたいなというふうに思います。

じゃあ、次にいきますが。3 番目、22 年度の特養 50 床について福祉課長は公募したと言う

平成 28 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

が、それを実証するデータ、ホームページのコンテンツ、書面と証拠書類は存在しますかということ、一応資料のですね、3 番、4 番を見ていただきたいと思います。4 番を見ていただきたいと思います。これが左のほうの伺い書、起案書とも言うんでしょうかね。平成 22 年度高齢者福祉施設の手続についてと。2 行目、50 床が計画され、市町村を通して県への協議書類の提出が 6 月 30 日となっています。下から 3 行目、提出期限を 6 月 1 日金曜と決めてよろしいか伺います。また、その周知を広報で行うべきですが、時間がないため、町のホームページにより周知を行います。それで私は情報開示請求をしたんですよね。そうすると 4 番の右側、これが手続だと。これ、書類が初めなかったんですよ。一切ありませんと。このコンテンツもありませんし、書類もありませんということでしたけれど、あとからこれが出てきたわけですよ。これを、ホームページに載せたということでしょうね。

はい、次のページです。5 ページを見てください。これは、24 年、25 年度の整備方針についてということで、平成 24 年 9 月 7 日、まあちょっと読んでもらってですね、これはホームページとそれから広報誌に載せてありました。26 年度も載っています。これが、右のほうがようこそ町長室へということで写真、これ、カラーですけどね。これがホームページのコンテンツ。これ、なぜ 22 年度ないんですか。もう削除したからありません。もう回答は前回と同じですかね。どうぞ。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まずこの要旨 3 に対する回答なんですけども、公募に関するホームページのコンテンツの写しはございません。22 年 5 月 18 日を起案日とした公募による協議手続の受け付けに関する決裁書面及び公募に係るホームページの原稿は書面で保存しております。

関連しまして、22 年 6 月 14 日の民生文教常任委員会で公募結果の説明をさせていただいたほか、22 年第 4 回定例会においても、選定結果を報告させていただきました。

なお、ホームページの電子データにつきましては、芦屋町文書事務取扱規程の対象外であるとともに、芦屋町インターネット利用要綱 12 条により各課長の判断により管理されますので、担当課長によりデータは削除されたものでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

これは、ホームページに出る、いろいろな入札、落札、それからいろいろな募集要項とか、そ

ういうものについては、全職員が見られているわけですね。全職員がこういうコンテンツを見て、そして、その内容について確認をする。これは福祉課だけじゃなくて、職員の皆さんが見られるし、もちろん町内外の県外の方も見られるかもわかりませんが。実はですね、庁舎内外からですね、この 22 年度のホームページは開かれていなかった。そういうページに載せてなかったんですよという話が入ってくるんですよ。もちろん箝口令を敷かれているかもしれませんが、箝口令が開いて、そういう特別養護老人ホームについては、一切口外するとかいう話があるかもわかりませんが、そういう 22 年度についてはホームページには募集はしていませんと。こういう話がありますし、私も電話が入ってきました。直接本人が言うわけにはいかないから、私は親戚の者やということもね、耳に入ってきましたので。私はますますね、このコンテンツがないこと自体がおかしいじゃないですか。コンテンツを、データを出しなさい。この 22 年度のデータを消したなら、これ自体の印刷物があるじゃないかと聞いたら、「ありません。」でしょ。ないんですよ。前もそう言われました。ますます疑惑が、不信が募るじゃありませんか。

じゃあ、次に行きます。そこでね、4 番目、内部告発者保護条例を制定する気持ちはありませんかということなんですね。内部告発者保護条例というのが、公益通報者保護法、平成 18 年にできています。皆さん御存知でしょうか。平成 18 年に施行された公益通報保護法は別名内部告発者保護法という。今、新聞紙上でもものすごく問題になっています。食品の偽装表示や自動車のリコール隠しに関する事件など企業の不祥事が従業員等の内部告発で明らかになる事例が多発したことなどから、こうした公益通報者の保護及び国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の遵守を、コンプライアンスにより、国民生活の安定と社会経済の健全な発展に資することを目的として制定されております。そこで、官庁はもちろん、全国の自治体でも条例制定の動きは盛んになってきています。

そこでお聞きしますが、消費者庁はこの担当庁は消費者庁なんですけど、公益通報者保護法の施行状況の調査について、毎年全国の自治体にアンケート調査を行っています。芦屋町はどう答えてきたかと。そして、職員等からの内部告発、内部情報、これについては相談窓口の設置は芦屋町はどうしておりますか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

内部通報につきましては、芦屋町では条例等制定しておりませんが、当然その内部の職員からの通報、相談については総務課のほうにおいて適切に今、対処していきたいというふうに考えております。また通報者の保護についても行うように考えております。公益通報をしたことを理由とする一般職の地方公務員に対する免職、その他不利益な取り扱いの禁止については、地方公務

平成 28 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

員法に定めがありますので、それに基づき準用できるものと考えております。先ほど消費者庁のほうで、調査があつているという形で、町のほうで設置をしているか窓口については、26年度の報告についてはまだ設置をしていないという形で報告は出しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

消費者庁のネットから調べましたところ、公益通報者保護法の施行状況調査を毎年、8年、9年やっているんですね。ところが、それによりますと、たくさんの資料の中でですね、その全国の県、市町村ですね。町ではですね、通報相談窓口の設置状況は設置している町が36.4%、そして設置する予定である2.5%、設置するか否か検討中である26.3%、設置する予定はなく、検討もしていない34.8%。芦屋町はどうですか。この中のどれで回答してありますか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的には、設置をしていないという形で、検討という形の中で出しているのではないかと、ちょっと資料がないのでそこまでは詳しく、設置をしていないという形での回答をしています。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

ぜひですね、検討していただいて、芦屋町、遠賀郡4町ではですね、まだ出されていませんね。この福岡県ではですね、その香春町とかですね、川崎町とか、荏田町、みやこ町ですね、粕屋町とか筑前町とか、志免町あります。市はですね、ほとんどありますが。そういうふうな内部告発者保護条例を設置することによって、この内部告発者条例というのはですね、企業の場合は、企業でいうのは、企業の利益水準の利益を追求する会社ではありましようけど、社会的責任がやっぱりあるわけですね。消費者に対しても国民の皆さんにあるわけですから。ということは職員の皆さんもやはり、町の政治倫理にありますように、そこの職員倫理条例にもありますように、公平・公正に、そして芦屋町のためにその理念が掲げてありますね。しかしながら、やはりそういうさまざまなことによって例えばですね、こういうこともあるんですね。

今、近年公務員の不祥事事件が多数報道されていますが、例えば、もうちょっと古いですけど、添田町の山本町長がですね、当時の福岡県知事に金品を贈ったということで、刑事事件になりま

した。近隣では中間市職員らが生活保護の不正受給をしたとして横領・詐欺で逮捕されている。芦屋町でも何年か前にですね、工事の入札を巡って事件が発生しております。つまり、この自治体というのが情報を一手に引き受けているわけですね。一手に掌握することができるし、財源も一手に引き受けることができる。だから職員みずからが、やはりどうしても悪の世界にと言いましようか、不正を行う場合もあるでしょう。また、口利きや圧力を受けて不適切な事務処理を行うこともあるかもわからない。そういう中に公益通報者保護法が抑止力となったり、内部で、同僚同士でですね、牽制し合う、そんなことしちゃいけませんよとお互いに注意し合う。また、これを盾にして毅然としてですね、外部からの圧力を絶たれる。したがって庁舎内の自浄作用によって、透明性を図り、町政を常に適正かつ公正なものに保つため、そしてガラス張りの町政をしているんだというような目的で条例を制定することが必要だと思います。こういうのが 5 年、10 年前から起こっていたのならば、そういう条例があれば、私はこんな特養問題についてですね、特養問題なんか不正なんかが起こっていなかったらと思うんですよ。でも、このことについては大変な作業がかかりましようから、ぜひですね、検討をしていただきたいというふうに思います。

では、次にいきますが、憲法が保障する表現の自由について。これ、配付しました資料の 6 を参考にしておいてください。私は、町長から平成 27 年 7 月に発行した私のニュースレター、ナンバー 18 号の内容を訂正するようにと同年 8 月 13 日付の通知文書（公文書）を郵送で受け取りました。読み上げます。これは、チラシの中には、配付資料にはあえて入れておりません。

芦屋町議会議員、妹川征男様。芦屋町長、波多野茂丸。貴殿が発行したニュースレター、ナンバー 18 の内容訂正について。残暑の候、貴殿ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。さて、貴殿が発行していますニュースレター、ナンバー 18 において、事実と異なる内容が記載されています。事実と異なる情報が伝播されますと、広く伝わるといわれのない行政不信につながり、甚だ遺憾であると考えます。ついては、至急事実を確認していただき、責任を持って内容の訂正をしていただくようお願いいたします。また、官製談合との御指摘については、これまで議会答弁のとおり、そのような事実はありません。事実と異なる記載ということで書かれてあります。そして事実ということで書かれてあります。

私はこのような文書をもってですね、町長、ドキッとしましたよ。本当、正直言って。何でこんなの出すんだらう。私、何か悪いことしたかなと。よくよく見たら、何も何ともないじゃないですか。何でこんなことを切手代張ってやるんですか。以前、NPO 法人に対しても二、三人の方に対しても、業務妨害上何とかとか言って、十何万円かけて弁護士費用払ってやっているじゃないですか。またこんなことやるんですか。議員ですよ、私。町民の代表者である付託を受けた議員ですよ。私はあなたに聞きたいこと何ぼでもありますよ。議会一般質問以外に。こんなこ

平成 28 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

と書いてどうするんですか。何で私、あなた、前に言ったやないですか。3 時間くらい町長室から論議しましょうやと。あれで話せばいいことやないですか。

それで、ところで、これ、私に確認するんじゃないくて、あなた確認しました。それでもまだこれ、この文書が正しいと思っていますか。こちらでいいですよ、もう町長長いから。明瞭簡潔に教えてください。いいですか。これ正しいと、まずはこれを、正しいと思って出されたんでしょうけれど、今もそう思っていますか。事実確認しましたか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今の御質問に対して、議員のニュースレターには 22 年当時、現役の福祉課長と記載されています。当時とはどういう意味でしょうかということなんですけども、一連の質問は 22 年度の特別養護老人ホームのことですから、22 年度の特養の申請や受け付けを行った時期を当時と考えることが普通です。22 年度の特別養護老人ホームの公募スケジュールを申し上げますと、公募に至る発端は福岡県による高齢者福祉施設等の整備方針の発出です。この日が 22 年 4 月 21 日でございます。4 月 21 日より前は、事業者は書類を作成することはできないため、議員の御指摘の当時とは具体的に 22 年 4 月 21 日以降のことを指すものです。したがって、この当時の福祉課長は現在も役場に勤める職員であり、ニュースレターの記載は間違いであり、訂正を求めたものでございます。

このニュースレターが私の手元に届いたのが 7 月下旬、これ妹川議員から別件でちょうど電話をそのときいただきました。同様の指摘もさせていただきました。具体的な話のやりとりというのは 22 年度の整備に関する協議書は 6 月に事業者から提出があり、妹川議員のおっしゃる方は 22 年 3 月に既に退職していることをお伝えし、妹川議員のニュースレターにある現役の福祉課長が事業者が申請する特養の理事役員として名を連ねていたとする記載は間違っていることを御指摘させていただいております。妹川議員は少し時間をおいて退職していることは知っている。こちらは調べており、22 年の 3 月には既に理事になることが決まっていた。事業者が設立する社会福祉法人の理事となることが決まっているとされておりまして。少し問答させていただいて、想像だけの話でありましょうと電話を切りました。これも妹川議員が御記憶にあるとは思いますが。

少なくとも 22 年 4 月 21 日以降しか事業者は協議書類の作成はできませんので、協議書の内容を確認することも 4 月 21 日以降しかできません。議員のニュースレターに記載されている名を連ねているとは、事業者が協議書類を作成された以後でしか表記できません。そして、事業者が協議を作成できる 22 年 4 月 21 日以降の現役の福祉課長は先ほど申しましたとおり、現在も

平成 28 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

役場に勤める別の職員でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

私に対する質問通告が来ているわけでございますので、私のほうから答えさせていただきたいと思っております。

妹川議員が質問される前、るる、いろいろおっしゃったわけでございますが、まさに議員さんであるわけです。町民から選ばれた議員さんであるし、そして、ここは議会であるわけでございます。議会というのはやはり、真実を述べなければならない神聖な場所であると私は認識しております。妹川議員も過去において、いろいろな形の中で、想定の中でも事実であるかのような発言をされ、それを妹川議員のいわゆるニュースレターというか後援会報、るる、いろいろな形の中で出されているわけでございます。その中で、いろいろな形のやっぱり職員の名誉もあるわけでございます。そういう形の中で住民の方が見たときに、やはりそのことを信用される方もいらっしゃるでしょう。そういうことの混乱というか、行政に対する不信感、それを結局こういううそで不信感を持たれては困るということで、余り目に余ることに対してこのように抗議文を出させていただいておるわけでありまして。

今、福祉課長が言いましたように、妹川議員はこのニュースレターで 22 年当時、現役の福祉課長というふうにつきり書いていらっしゃるわけでありまして。明らかにこの職員は 3 月 31 日付でもう退職しておるわけでございます。私といたしましても、やはり退職した職員であったとしても、この職員のやはり人権もあるわけでございます。名誉を守らなければならないと思っております。そして、さきの一般質問がいつか知りませんが、いやいや、本人が傍聴に来とって、そういうようなことをしゃべりよったというような話も何か一般質問でされた記憶があるわけでございますが、そういうような実態がない聞いたとかですね、そういうようなことで、この議場の中で、やはり確たる確信を持って証拠というか、そういうことを持って言われるのが、私は議員ではないかと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

私は、確証を持って書いております。

ニュースを読みますとね、平成 22 年度には、田屋地区では住民説明会が行われていないにも

かかわらず、最上が捏造し、提出した住民説明会議事録を盾に、捏造という意味はありもしないことを議会が、議会をしましたという文章が捏造ですよ。捏造した会議録を盾に住民説明会があったと回答し、町はね、裁判所にその捏造された議事録を証拠として提出したことについて追求しました。前の議会かな。私は議事録があるのなら、田屋区の区長や区民に事実確認をしたかと何度も質問してきましたが、福祉課長と町長はまともに回答せず、すりかえ答弁を行う始末。町は最上が作成した捏造議事録を応募書類とともに受理して県に提出。県が受理したことは問題はなかったのであり、町の手から離れ出るといふ町長の答弁は論理のすりかえと論理の崩壊でしかありません。常識外の手続がまかり通る芦屋町になってしまっています。

私はいろいろと私のニューズレターにですね、本当にね、芦屋町のおかしさ、それから問題点、これを露骨に書いておりますよ。書いている部分があります。それは真実だからしょうがないんですよ。それについては何ら、この私の要望書、あなたのほうから私に対する要望書には一切書かれていないということは、それをお認めになったというふうに私は思っているのかなと思うぐらいですが。

次ですね、しかも平成 22 年度じゃないですよ。平成 22 年当時、平成 22 年は、3 月 31 日まであるじゃありませんか。嵐さんがおるじゃないですか。嵐課長が 22 年 3 月 31 日までおられるじゃないですか。平成 22 年度当時現役の福祉課長が、最上が申請する特養の理事役員として名を連ねていた。

私はですね、私は、芦屋広報にも載っているじゃありませんか。平成 24 年 5 月 1 日号に、広報あしやに、特養を事業する新設や増設の申請は事業者が行います。当然ですよ。とある。事業者が行うことについて行政機関の相談などから、動き出します。事業者が行うことをととしてですね。行政機関への相談などから動き出します。申請をしようとする事業者は施設の整備について、土地の購入費や設計費など多額の費用をかける前に事前に福岡県や芦屋町と相談及び検討を行うこととなります。そうですね、当然ですよ。なぜかという公募期間が短いですから。事前にとある。したがって、最上は公募以前の平成 21 年、22 年の 3 月 31 日までに現役の福祉課長と当然最上の相談、検討を行ったと思われます。だから、公募は 6 月でしょう。そして、そのときの課長は、藤崎さんかもしれませんが、その前、その嵐課長さんは、ちゃんとした、最上さんをやっぱり資料の説明とか何かをされたと思いますよ。それはいいですよ。別に構いません。当然でしょ。当然それが公募されて、2 者あれば 2 者とも相談を受ける。1 者しかなければ、それに対応するのは当然ですよ。それでいいんですよ。でもね、こんなものがあるじゃありませんかと言っているわけよ。見られましたか、これ。嵐さんからもらってください。夏井ヶ浜福祉会。前も言ったでしょ。夏井ヶ浜福祉会理事会名簿、履歴書、連絡先省略、リスト、最上慶一さんが理事長ね。会社役員。何とかさんは社会学学者、最上さんは経営者。そして嵐保徳さんは芦屋町福祉

平成 28 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

課長。電話番号、そして出席されている。あとはずっと民生委員とかね。このように出ているわけですよ。だからまさに、これは最上さんが 50 床のものが県で採用されれば、理事としてですね、理事として着任をするようなことになっていた。まさに官製談合。書いていますね、私。しかも平成 20 年度当時、現役の福祉課長が、最上が申請する特養の理事役員として名を連ねていたことに至っては、まさに官製談合を行っていたことの証なんです。

これ、官製談合というのはですね、別にお金のやりとりとか、入札とか落札とかそういうものにかかわったものだけじゃないんですよ。天下りもそうですよ。事前にそういうことになった場合は、天下りをするよ。また、そこに入るよということも官製談合じゃありませんか。どうですか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

じゃあそういうふうで、現職の当時の課長がこれに現役の福祉課長と書いてあるのでですね、今まさに妹川議員が理事の中に嵐課長の名前があると。これも、私もうわさです。よくそれは落ちた業者の書類というのは出しちゃいけないことになっているんですね。私もうわさで聞いたことなんですが、うわさのことであれ、妹川議員の奥さんは確かその当時、その評議委員にですね、名を連ねておるといふ話も聞いておるわけです。全く同じ話ではないですか。民生委員されていました。そして妹川議員はこのことに関して、その当時からその相手方のいわゆる争っていた相手方の方と一緒に寄り添って、随分、財政課にも土地、釜風呂の跡地の土地の件も、同行者、これは議事録も残っている。これはきっちり、妹川議員とその奥さんが見えた議事録も残っています。いろいろな形の中で、自分勝手にそういうふうにされて、じゃあそれは、どうなんですか。妹川議員の奥さんが評議員になっているという、これはあくまでも私は文面で見ておりません。それを結局言われた方もおられます。町民の方で話を私にされた方もおられます。全くそういうようなね、論理のすりかえというか、自分勝手に結局現職でも、現職の課長がね、そういうふうには普通考えてもこの理事役員になれるはずもないしですね、そういうことをあえてそういうことにそのニューズレターで書くという認識というのが私はよくわからない。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

時間がありませんので、これについては、引き続き次回やらざるを得ませんね。何で民生委員の、民生委員、それはうわさでも何でもありませんよ。それは地元の民生委員といえば準公務員

平成 28 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

でも何でもないじゃありませんか。普通のボランティアじゃないですか。それが何で民生委員が評議委員になったらいけないんですか。みんなね、誰だって民生委員の方は評議委員になっていますよ。ほかの事業でも、これだって民生委員がなっていますよ。ある人が。現職の民生委員と現職の課長はまた別じゃないですか。そんなうわさのようなもの本当ですよ。どんどん言ってください。妹川はそのやっていた。何が問題ですか。そんなにしちやいけない。

もう時間がないので、それから、せっかく、失礼、柴田さん。申しわけありませんが、また今度ほかの方の問題がここにありましようから、そのときにまたゆっくり答えてください。

以上、これで終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。